

平成25年住宅・土地統計調査 確報集計の概要（大阪府）

平成25年10月1日現在

《 目 次 》

【住宅・世帯の概況】	1
1 総住宅数と総世帯数	1
2 居住世帯の有無	2
【住宅の状況】	7
3 住宅の建て方	7
4 建築の時期	9
5 住宅の所有の関係	10
6 住宅の規模	13
7 高齢者等のための設備	14
8 省エネルギー施設等	15
【調査の概要】	16
【用語の解説】	18

*平成25年住宅・土地統計調査の集計結果は、総務省統計局のホームページでご覧いただけます。

<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>

※令和元年11月29日に表3（3ページ）及び表4（8ページ）の一部の数値を修正しました。

公表日：平成27年4月30日

大阪府総務部統計課

【住宅・世帯の概況】

1 総住宅数と総世帯数

総住宅数（459万戸）、総世帯数（391万世帯）ともに引き続き増加

平成25年10月1日現在における大阪府の総住宅数は458万6000戸、総世帯数は390万5500世帯、1世帯当たりの住宅数は1.17戸となっている。

平成20年からの増減数をみると、総住宅数については24万戸増加、総世帯数については19万4600世帯増加、増減率はそれぞれ5.5%増、5.2%増となっている。

図1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数の推移（昭和58年～平成25年）

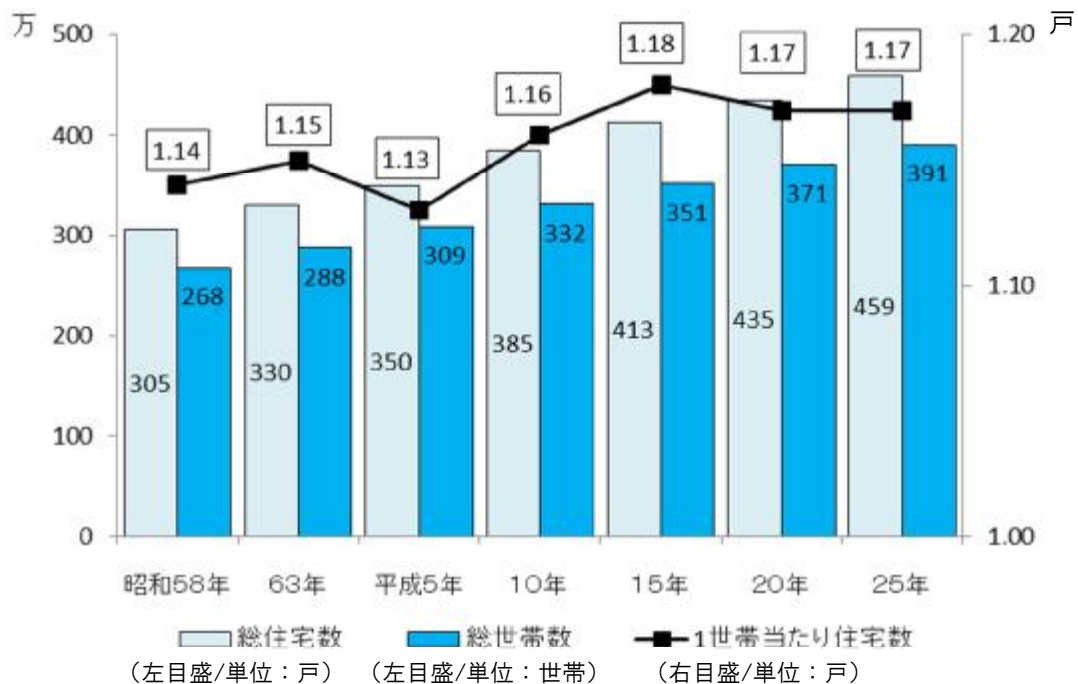


表1 総住宅数、総世帯数及び1世帯当たりの住宅数（昭和58年～平成25年）

	総住宅数	総世帯数	1世帯当たりの住宅数	増減数		増減率	
				総住宅数	総世帯数	総住宅数	総世帯数
	戸	世帯	戸	戸	世帯	%	%
昭和58年	3,053,700	2,679,800	1.14				
63年	3,301,600	2,875,000	1.15	247,900	195,200	8.1	7.3
平成5年	3,497,600	3,086,300	1.13	196,000	211,300	5.9	7.3
10年	3,852,500	3,315,000	1.16	354,900	228,700	10.1	7.4
15年	4,130,800	3,514,900	1.18	278,300	199,900	7.2	6.0
20年	4,346,000	3,710,900	1.17	215,200	196,000	5.2	5.6
25年	4,586,000	3,905,500	1.17	240,000	194,600	5.5	5.2

2 居住世帯の有無

総住宅数に占める空き家の割合は14.8%で、過去最高

総住宅数の内訳を居住世帯の有無別にみると、「居住世帯のある住宅」（ふだん人が住んでいる住宅）は388万2400戸で総住宅数の84.7%、「居住世帯のない住宅」（ふだん人が住んでいない住宅）は70万3600戸で15.3%となっている。

居住世帯のない住宅の大半を占める空き家数は67万8800戸で、空き家率は14.8%となり、空き家数、空き家率ともに過去最高となっている。

図2 総住宅数、空き家数及び空き家率の推移（昭和58年～平成25年）

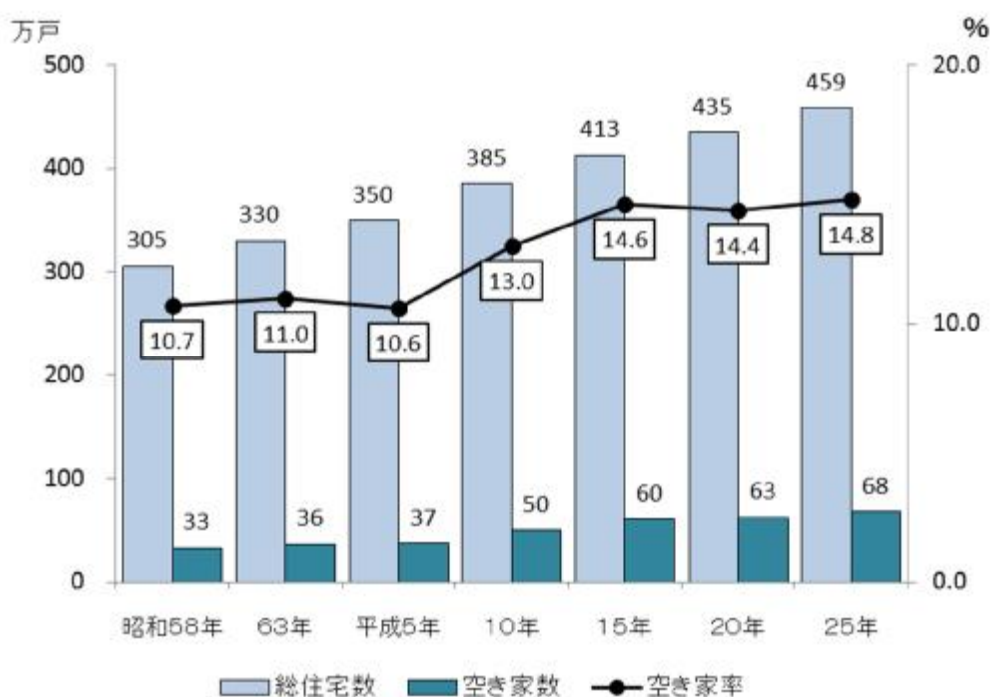


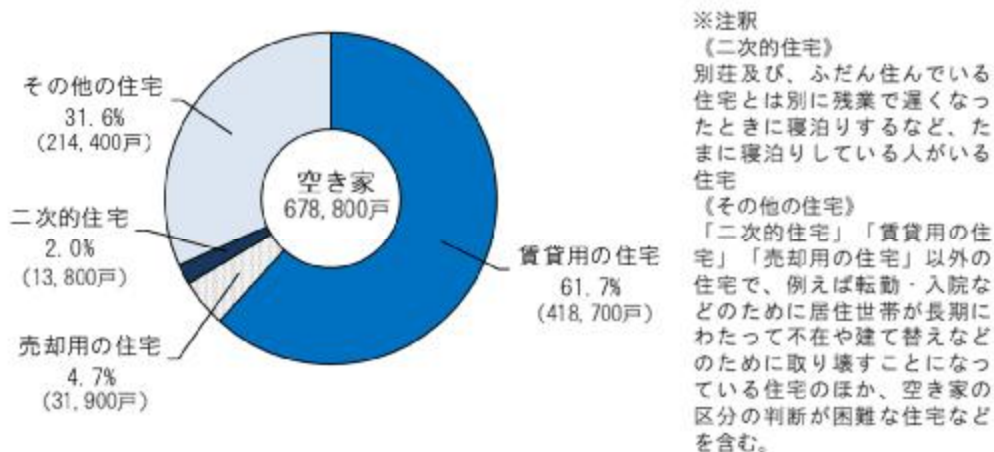
表2 居住世帯の有無別住宅数（昭和58年～平成25年）

	実数 (戸)				割合 (%)			
	総数	居住世帯あり	居住世帯なし	うち、空き家	総数	居住世帯あり	居住世帯なし	うち、空き家
昭和58年	3,053,700	2,650,100	403,600	327,600	100.0	86.8	13.2	10.7
63年	3,301,600	2,850,600	451,000	364,200	100.0	86.3	13.7	11.0
平成5年	3,497,600	3,062,600	435,000	369,400	100.0	87.6	12.4	10.6
10年	3,852,500	3,289,600	562,900	501,300	100.0	85.4	14.6	13.0
15年	4,130,800	3,490,400	640,400	603,300	100.0	84.5	15.5	14.6
20年	4,346,000	3,685,100	660,900	625,100	100.0	84.8	15.2	14.4
25年	4,586,000	3,882,400	703,600	678,800	100.0	84.7	15.3	14.8
増減数 (戸)					増減率 (%)			
58-63年	247,900	200,500	47,400	36,600	8.1	7.6	11.7	11.2
63-5年	196,000	212,000	-16,000	5,200	5.9	7.4	-3.5	1.4
5-10年	354,900	227,000	127,900	131,900	10.1	7.4	29.4	35.7
10-15年	278,300	200,800	77,500	102,000	7.2	6.1	13.8	20.3
15-20年	215,200	194,700	20,500	21,800	5.2	5.6	3.2	3.6
20-25年	240,000	197,300	42,700	53,700	5.5	5.4	6.5	8.6

空き家のうち利用可能な住宅が6割を占める

空き家を種類別にみると、「賃貸用の住宅」は41万8700戸、「売却用の住宅」は3万1900戸でそれぞれ空き家全体の61.7%、4.7%となっており、利用可能な住宅が6割以上を占めている。

図3 空き家の種類別内訳（平成25年）



空き家のうち一戸建の増減数、増加率が最も高い

空き家を建て方別にみると、一戸建が14万4600戸、長屋建が6万8800戸、共同住宅が46万4200戸、その他が1300戸となっている。

5年前と比較して、空き家は5万3700戸増加したが、その内訳をみると一戸建は2万8500戸、長屋建は1800戸、共同住宅は2万3900戸の増加、その他は500戸の減少となっている。増加率がもっとも高いのは一戸建で、24.5%となっている。

図4 建て方別空き家数の比較（平成20年、25年）

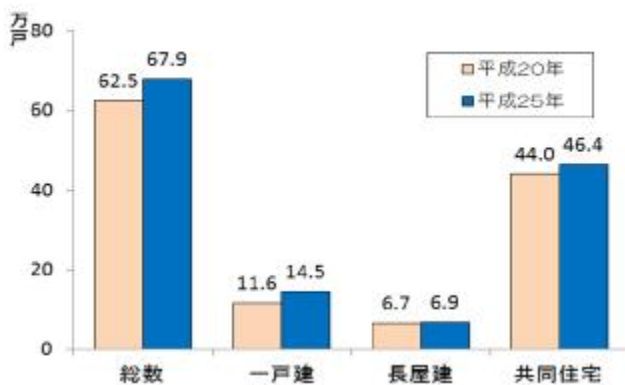


表3 建て方別空き家数（平成20年、25年）

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
実数(戸)					
平成20年	625,100	116,100	67,000	440,300	1,800
平成25年	678,800	144,600	68,700	464,200	1,300
増減数(戸)					
20-25年	53,700	28,500	1,800	23,900	-500
増減率(%)					
20-25年	8.6	24.5	2.7	5.4	-27.8

※公表したデータに誤りがありましたので、一部修正（色付箇所）しています。

【参考1】

総住宅数、空き家数及び空き家率(二次的住宅除く) - 全国、都道府県 - (平成25年)

	総住宅数	空き家数	空き家率	全国順位
	(戸)	(戸)	(%)	
全国	60,628,600	7,783,600	12.8	—
北海道	2,746,600	376,100	13.7	25
青森県	586,300	79,200	13.5	27
岩手県	552,100	72,200	13.1	30
宮城県	1,034,100	93,700	9.1	47
秋田県	446,900	55,300	12.4	37
山形県	431,900	43,800	10.1	45
福島県	782,300	86,400	11.0	41
茨城県	1,268,200	176,200	13.9	21
栃木県	879,000	128,800	14.7	15
群馬県	902,900	133,200	14.8	14
埼玉県	3,266,300	345,800	10.6	44
千葉県	2,896,200	343,800	11.9	39
東京都	7,359,400	805,000	10.9	42
神奈川県	4,350,800	462,100	10.6	43
新潟県	972,300	124,300	12.8	31
富山県	439,000	54,800	12.5	34
石川県	520,400	73,400	14.1	19
福井県	309,600	41,800	13.5	28
山梨県	422,100	72,700	17.2	1
長野県	982,200	142,900	14.5	16
岐阜県	878,400	124,500	14.2	18
静岡県	1,659,300	228,000	13.7	24
愛知県	3,439,000	413,400	12.0	38
三重県	831,200	122,800	14.8	13
滋賀県	602,500	69,900	11.6	40
京都府	1,320,300	165,900	12.6	32
大阪府	4,586,000	665,000	14.5	17
兵庫県	2,733,700	341,700	12.5	33
奈良県	615,000	81,500	13.3	29
和歌山県	475,900	78,400	16.5	7
鳥取県	250,100	34,400	13.8	23
島根県	304,200	42,700	14.0	20
岡山県	885,300	136,400	15.4	9
広島県	1,393,500	213,000	15.3	10
山口県	706,400	110,100	15.6	8
徳島県	364,900	60,600	16.6	4
香川県	470,500	77,900	16.6	5
愛媛県	705,200	119,500	16.9	2
高知県	392,400	66,100	16.8	3
福岡県	2,492,700	310,100	12.4	36
佐賀県	338,200	42,100	12.4	35
長崎県	660,100	98,100	14.9	11
熊本県	804,300	110,900	13.8	22
大分県	569,500	84,500	14.8	12
宮崎県	533,900	72,500	13.6	26
鹿児島県	864,700	142,700	16.5	6
沖縄県	602,800	59,200	9.8	46

【参考2】

総住宅数、空き家数及び空き家率 ー大阪府内市区町村ー (平成25年)

	総住宅数	空き家数	空き家率	府内順位
	(戸)	(戸)	(%)	
大阪府(39市町)				
大阪市	1,634,120	280,740	17.2	4
堺市	406,300	53,840	13.3	26
岸和田市	88,970	12,680	14.3	17
豊中市	199,850	28,550	14.3	15
池田市	52,700	7,200	13.7	25
吹田市	185,160	26,440	14.3	16
泉大津市	36,460	5,150	14.1	18
高槻市	159,880	16,060	10.0	32
貝塚市	39,620	5,810	14.7	12
守口市	78,280	12,250	15.6	7
枚方市	191,090	22,190	11.6	30
茨木市	126,980	12,370	9.7	33
八尾市	129,250	19,120	14.8	10
泉佐野市	46,110	6,970	15.1	9
富田林市	52,600	6,780	12.9	27
寝屋川市	118,210	16,330	13.8	23
河内長野市	46,430	4,470	9.6	34
松原市	58,270	8,420	14.5	13
大東市	60,840	7,680	12.6	28
和泉市	78,460	8,050	10.3	31
箕面市	67,270	10,370	15.4	8
柏原市	34,200	4,770	13.9	20
羽曳野市	49,500	6,950	14.0	19
門真市	70,300	12,200	17.4	3
摂津市	42,070	5,800	13.8	24
高石市	27,090	3,990	14.7	11
藤井寺市	31,050	4,330	13.9	21
東大阪市	265,950	43,300	16.3	6
泉南市	24,910	3,030	12.2	29
四條畷市	25,520	4,630	18.1	2
交野市	30,540	2,740	9.0	36
大阪狭山市	27,060	3,750	13.9	22
阪南市	24,310	3,510	14.4	14
島本町	12,970	940	7.2	38
豊能町	8,590	750	8.7	37
忠岡町	8,170	1,370	16.8	5
熊取町	15,940	1,130	7.1	39
岬町	8,390	1,590	19.0	1
河南町	6,200	580	9.4	35

(注) 能勢町、田尻町、太子町、千早赤阪村は表章対象外

	総住宅数	空き家数	空き家率	市内順位
	(戸)	(戸)	(%)	
大阪市 (24区)				
都島区	61,270	9,770	15.9	16
福島区	42,340	4,430	10.5	23
此花区	37,850	7,570	20.0	5
西区	57,550	6,570	11.4	22
港区	49,710	9,900	19.9	6
大正区	37,780	6,710	17.8	11
天王寺区	44,110	6,300	14.3	19
浪速区	54,670	9,940	18.2	9
西淀川区	53,570	9,930	18.5	8
東淀川区	113,430	19,730	17.4	12
東成区	48,120	7,590	15.8	17
生野区	79,340	17,810	22.4	3
旭区	56,670	12,100	21.4	4
城東区	89,180	11,670	13.1	20
阿倍野区	63,120	11,220	17.8	10
住吉区	90,440	17,950	19.8	7
東住吉区	77,720	18,510	23.8	1
西成区	95,250	22,630	23.8	2
淀川区	114,860	19,770	17.2	13
鶴見区	50,830	3,170	6.2	24
住之江区	68,240	11,010	16.1	15
平野区	102,630	15,510	15.1	18
北区	81,980	10,200	12.4	21
中央区	63,470	10,760	17.0	14
堺市 (7区)				
堺区	79,160	14,240	18.0	1
中区	55,070	4,890	8.9	6
東区	41,020	5,630	13.7	4
西区	65,200	9,460	14.5	2
南区	72,250	7,480	10.4	5
北区	76,620	10,970	14.3	3
美原区	16,990	1,160	6.8	7

【住宅の状況】

—「居住世帯のある住宅」 388万2400戸の現状—

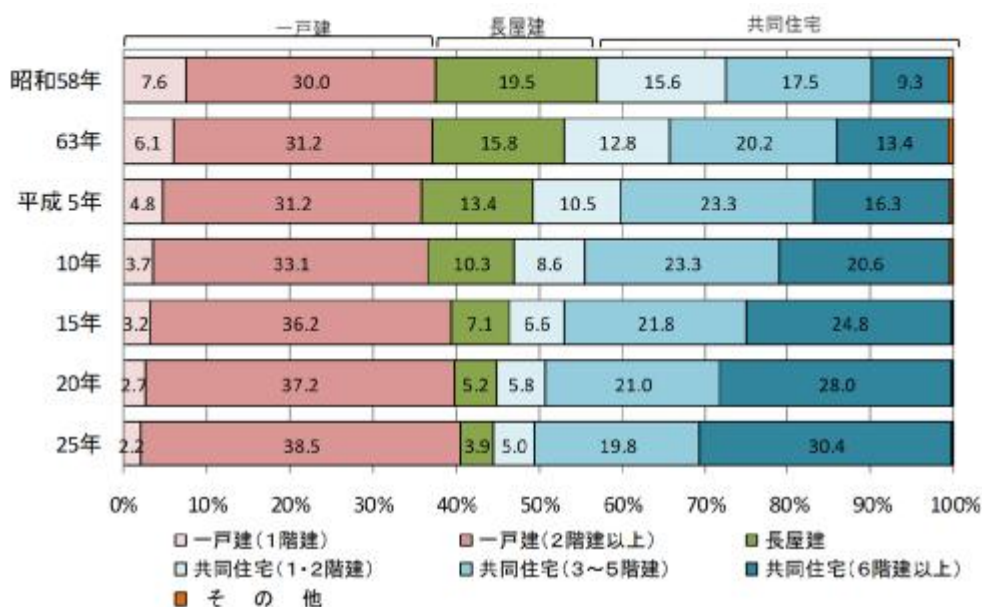
3 住宅の建て方

共同住宅が半数以上を占める

「居住世帯のある住宅」（以下、単に「住宅」という。）を建て方別にみると、一戸建が158万1600戸で住宅全体の40.7%、長屋建が15万1000戸で3.9%、共同住宅が214万4000戸で55.2%、その他が5900戸で0.2%となっており、共同住宅が半数以上を占める。

平成20年と比較して、一戸建は11万2900戸、共同住宅は12万4800戸の増加となっており、一戸建及び共同住宅は一貫して増加を続けているのに対し、長屋建は3万9300戸、その他は1000戸の減少となっており、長屋建については減少を続けている。

図5 住宅の建て方別、階数別割合の推移（昭和58年～平成25年）



【進む共同住宅の高層化】

図6 共同住宅の階数別割合の推移（平成15年～25年）

共同住宅の階数別割合について、平成15年から10年間の推移をみると、1・2階建（3.5ポイント減）、4階建、5階建（ともに2.6ポイント減）及び6～7階建（0.6ポイント減）については減少傾向、8～10階建（2.4ポイント増）、11～14階建（2.9ポイント増）及び15階建以上（3.8ポイント増）は増加傾向にあり、共同住宅の高層化の進行がみてとれる。

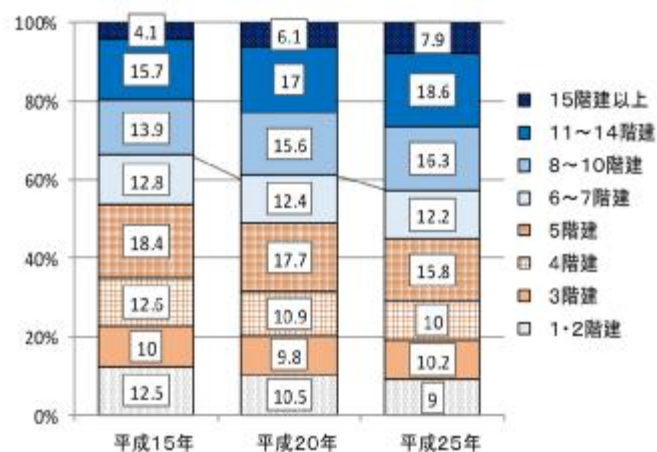


表4 住宅の建て方別、階数別住宅数（昭和58年～平成25年）

	総数	一戸建		長屋建	共同住宅	階数別			その他	
		1階建	2階建以上			1・2階建	3～5階建	6階建以上		
実数（戸）										
昭和58年	2,650,100	995,700	201,700	794,100	515,800	1,121,800	412,100	463,000	246,700	16,700
63年	2,850,600	1,061,600	173,100	888,500	450,300	1,321,900	365,100	574,500	382,400	16,800
平成5年	3,062,600	1,102,900	147,300	955,700	409,400	1,534,200	323,000	712,400	498,700	16,100
10年	3,289,600	1,209,000	120,100	1,089,000	338,200	1,726,200	281,600	767,900	676,700	16,200
15年	3,490,400	1,375,900	112,000	1,263,900	247,800	1,858,200	232,100	762,200	864,000	8,500
20年	3,685,100	1,468,700	99,100	1,369,600	190,300	2,019,200	212,500	775,300	1,031,400	6,900
25年	3,882,400	1,581,600	87,100	1,494,500	151,000	2,144,000	193,900	770,300	1,179,800	5,900
割合（％）										
昭和58年	100.0	37.6	7.6	30.0	19.5	42.3	15.6	17.5	9.3	0.6
63年	100.0	37.2	6.1	31.2	15.8	46.4	12.8	20.2	13.4	0.6
平成5年	100.0	36.0	4.8	31.2	13.4	50.1	10.5	23.3	16.3	0.5
10年	100.0	36.8	3.7	33.1	10.3	52.5	8.6	23.3	20.6	0.5
15年	100.0	39.4	3.2	36.2	7.1	53.2	6.6	21.8	24.8	0.2
20年	100.0	39.9	2.7	37.2	5.2	54.8	5.8	21.0	28.0	0.2
25年	100.0	40.7	2.2	38.5	3.9	55.2	5.0	19.8	30.4	0.2
増減数（戸）										
58-63年	200,500	65,900	-28,600	94,400	-65,500	200,100	-47,000	111,500	135,700	100
63-5年	212,000	41,300	-25,800	67,200	-40,900	212,300	-42,100	137,900	116,300	-700
5-10年	227,000	106,100	-27,200	133,300	-71,200	192,000	-41,400	55,500	178,000	100
10-15年	200,800	166,900	-8,100	174,900	-90,400	132,000	-49,500	-5,700	187,300	-7,700
15-20年	194,700	92,800	-12,900	105,700	-57,500	161,000	-19,600	13,100	167,400	-1,600
20-25年	197,300	112,900	-12,000	124,900	-39,300	124,800	-18,600	-5,000	148,400	-1,000
増減率（％）										
58-63年	7.6	6.6	-14.2	11.9	-12.7	17.8	-11.4	24.1	55.0	0.6
63-5年	7.4	3.9	-14.9	7.6	-9.1	16.1	-11.5	24.0	30.4	-4.2
5-10年	7.4	9.6	-18.5	13.9	-17.4	12.5	-12.8	7.8	35.7	0.6
10-15年	6.1	13.8	-6.7	16.1	-26.7	7.6	-17.6	-0.8	27.7	-47.5
15-20年	5.6	6.7	-11.5	8.4	-23.2	8.7	-8.4	1.7	19.4	-18.8
20-25年	5.4	7.7	-12.1	9.1	-20.7	6.2	-8.8	-0.6	14.4	-14.5

※公表したデータに誤りがありましたので、一部修正（色付箇所）しています。

表5 階数別共同住宅数（平成15年～25年）

	総数	階数								
		1階建	2階建	3階建	4階建	5階建	6～7階建	8～10階建	11～14階建	15階建以上
実数（戸）										
平成15年	1,858,200	200	231,900	185,300	234,100	342,800	237,000	259,100	291,800	76,100
20年	2,019,200	600	211,900	197,300	220,000	358,000	250,000	314,000	343,600	123,800
25年	2,144,000	200	193,700	217,700	213,900	338,700	262,400	348,800	398,500	170,100
割合（％）										
平成15年	100.0	0.0	12.5	10.0	12.6	18.4	12.8	13.9	15.7	4.1
20年	100.0	0.0	10.5	9.8	10.9	17.7	12.4	15.6	17.0	6.1
25年	100.0	0.0	9.0	10.2	10.0	15.8	12.2	16.3	18.6	7.9
増減数（戸）										
15-20年	161,000	400	-20,000	12,000	-14,100	15,200	13,000	54,900	51,800	47,700
20-25年	124,800	-400	-18,200	20,400	-6,100	-19,300	12,400	34,800	54,900	46,300
増減率（％）										
15-20年	8.7	200.0	-8.6	6.5	-6.0	4.4	5.5	21.2	17.8	62.7
20-25年	6.2	-66.7	-8.6	10.3	-2.8	-5.4	5.0	11.1	16.0	37.4

4 建築の時期

6割の住宅が昭和56年以降の建築

住宅を建築の時期別にみると、昭和55年までに建築された住宅は109万8200戸（28.2%）、昭和56年以降に建築された住宅は240万2700戸（61.9%）となり、新耐震基準が施行された昭和56年以降に建築された住宅が住宅全体の6割を占めている。

建て方別にみると、一戸建は平成13年～22年が最も多く31万6400戸（20.0%）、共同住宅も同じく平成13年～22年が最も多く47万7100戸（22.3%）となっている。一方、長屋建は、昭和36年～45年、昭和46年～55年に建てられた住宅が最も多く、ともに2万8400戸（18.8%）となっている。

図7 建築の時期別、建て方別住宅数（平成25年）

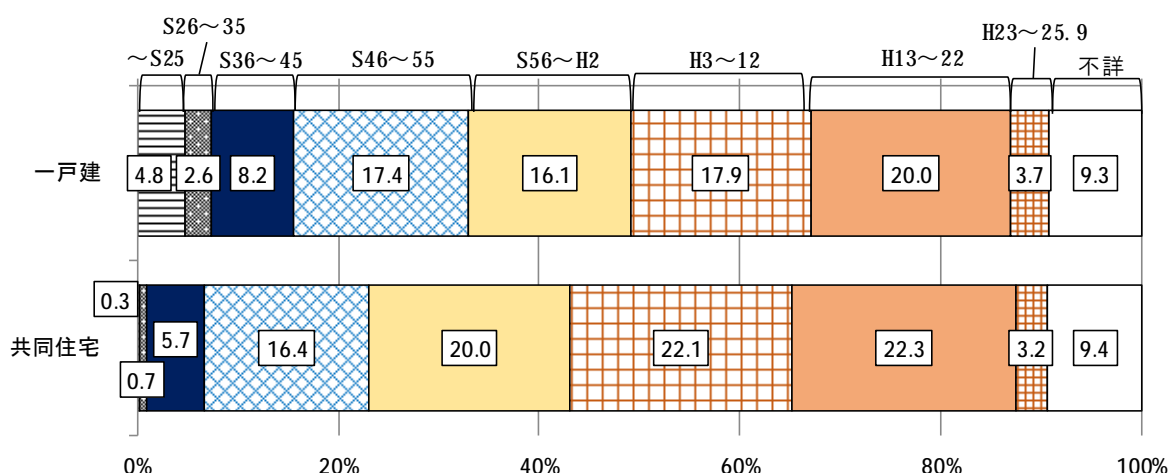


表6 建築の時期別、建て方別住宅数（平成25年）

	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
実数（戸）					
総数	3,882,400	1,581,600	151,000	2,144,000	5,900
昭和25年以前	97,200	75,400	15,800	5,800	300
昭和26年～35年	62,800	40,400	8,000	14,100	200
昭和36年～45年	281,400	129,700	28,400	122,800	500
昭和46年～55年	656,800	275,900	28,400	351,800	700
昭和56年～平成2年	701,200	255,100	15,900	428,900	1,200
平成3年～12年	767,700	283,100	9,700	474,100	800
平成13年～22年	804,400	316,400	10,400	477,100	700
平成23年～25年9月	129,400	58,400	2,700	68,300	0
割合（%）					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和25年以前	2.5	4.8	10.5	0.3	5.1
昭和26年～35年	1.6	2.6	5.3	0.7	3.4
昭和36年～45年	7.2	8.2	18.8	5.7	8.5
昭和46年～55年	16.9	17.4	18.8	16.4	11.9
昭和56年～平成2年	18.1	16.1	10.5	20.0	20.3
平成3年～12年	19.8	17.9	6.4	22.1	13.6
平成13年～22年	20.7	20.0	6.9	22.3	11.9
平成23年～25年9月	3.3	3.7	1.8	3.2	0.0

（注1）平成23年～25年9月に関しては、期間は2年9ヶ月で集計している。

（注2）総数には住宅の建築の時期「不詳」を含む。

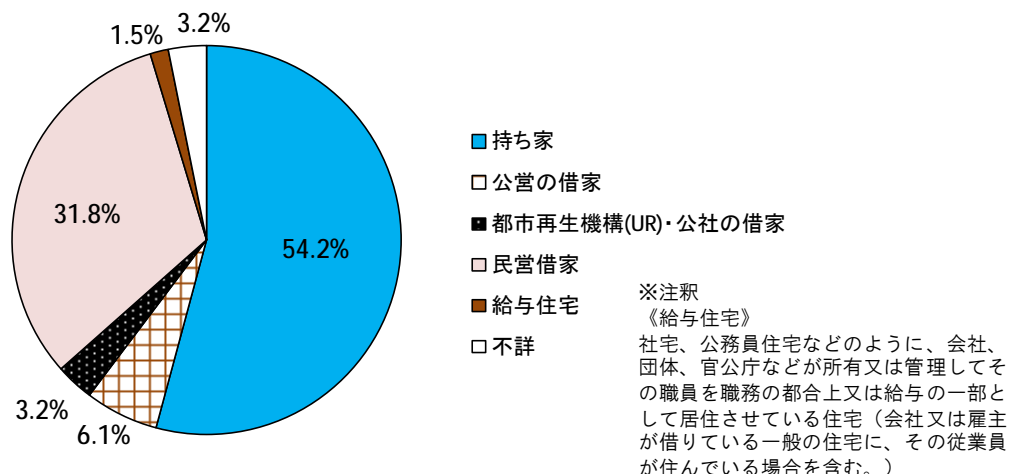
5 住宅の所有の関係

持ち家が半数以上を占める

住宅を所有の関係別にみると、持ち家が210万4300戸で住宅全体に占める割合は54.2%、借家は165万4700戸で42.6%となり、持ち家が半数以上を占める。

借家の内訳をみると、最も割合が高いのは民間借家（123万5500戸）で31.8%、次に公営の借家（23万7100戸）で6.1%、都市再生機構・公社の借家（12万3400戸）3.2%、給与住宅（5万8800戸）1.5%となっている。

図8 住宅の所有の関係別割合（平成25年）



持ち家住宅数は一貫して増加

平成20年に比べ、持ち家は15万2500戸増加し、民間借家も8万9500戸の増加となっているが、持ち家については一貫して増加を続けている。公営の借家及び都市再生機構・公社の借家については、ほぼ横ばいで、給与住宅については平成5年以降減少し続けている。

図9 住宅の所有の関係別住宅数の推移（昭和58年～平成25年）

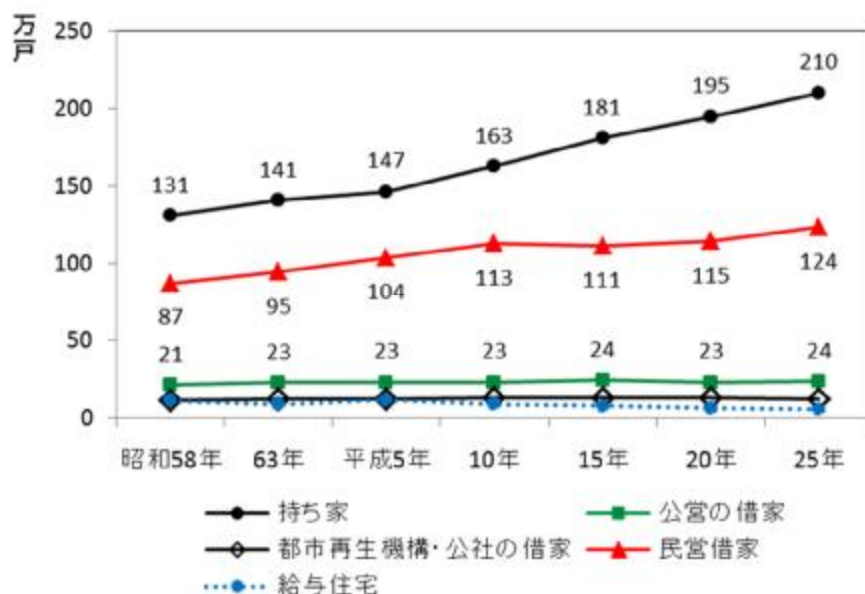


表7 住宅の所有の関係別住宅数（昭和58年～平成25年）

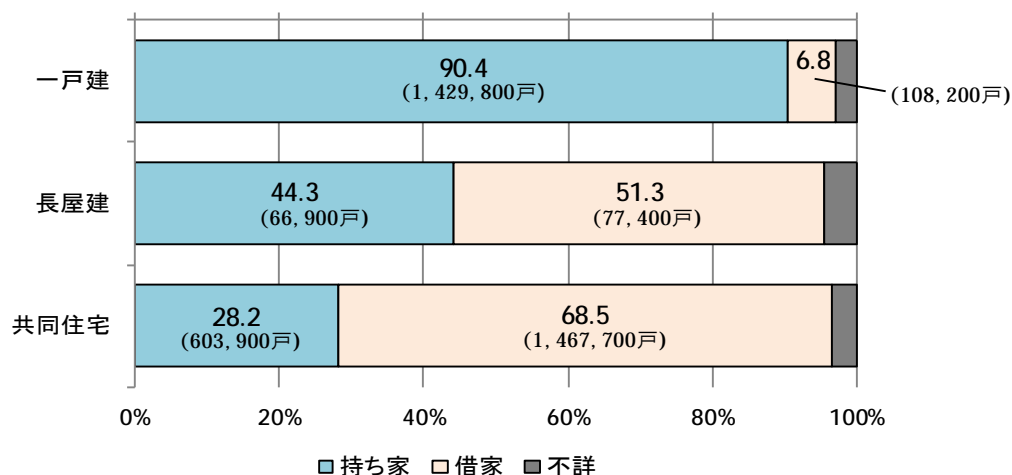
	総数	持ち家	借家	借家			給与住宅
				公営の借家	都市再生機構・公社の借家	民営の借家	
実数（戸）							
昭和58年	2,650,100	1,313,300	1,324,500	214,700	119,800	874,600	115,400
63年	2,850,600	1,410,400	1,393,100	228,200	125,700	947,100	92,100
平成5年	3,062,600	1,467,400	1,523,100	233,900	127,700	1,041,800	119,600
10年	3,289,600	1,631,400	1,591,900	234,300	130,700	1,133,300	93,600
15年	3,490,400	1,812,100	1,567,700	244,000	129,100	1,114,100	80,500
20年	3,685,100	1,951,800	1,575,100	233,300	130,600	1,146,000	65,200
25年	3,882,400	2,104,300	1,654,700	237,100	123,400	1,235,500	58,800
割合（％）							
昭和58年	100.0	49.6	50.0	8.1	4.5	33.0	4.4
63年	100.0	49.5	48.9	8.0	4.4	33.2	3.2
平成5年	100.0	47.9	49.7	7.6	4.2	34.0	3.9
10年	100.0	49.6	48.4	7.1	4.0	34.5	2.8
15年	100.0	51.9	44.9	7.0	3.7	31.9	2.3
20年	100.0	53.0	42.7	6.3	3.5	31.1	1.8
25年	100.0	54.2	42.6	6.1	3.2	31.8	1.5
増減数（戸）							
58-63年	200,500	97,100	68,600	13,500	5,900	72,500	-23,300
63-5年	212,000	57,000	130,000	5,700	2,000	94,700	27,500
5-10年	227,000	164,000	68,800	400	3,000	91,500	-26,000
10-15年	200,800	180,700	-24,200	9,700	-1,600	-19,200	-13,100
15-20年	194,700	139,700	7,400	-10,700	1,500	31,900	-15,300
20-25年	197,300	152,500	79,600	3,800	-7,200	89,500	-6,400
増減率（％）							
58-63年	7.6	7.4	5.2	6.3	4.9	8.3	-20.2
63-5年	7.4	4.0	9.3	2.5	1.6	10.0	29.9
5-10年	7.4	11.2	4.5	0.2	2.3	8.8	-21.7
10-15年	6.1	11.1	-1.5	4.1	-1.2	-1.7	-14.0
15-20年	5.6	7.7	0.5	-4.4	1.2	2.9	-19.0
20-25年	5.4	7.8	5.1	1.6	-5.5	7.8	-9.8

（注）総数には住宅の所有関係「不詳」を含む。

一戸建は持ち家が9割、共同住宅は借家が約7割

住宅の建て方別に所有関係の割合をみると、一戸建は持ち家が90.4%（142万9800戸）、借家が6.8%（10万8200戸）、長屋建では持ち家が44.3%（6万6900戸）、借家が51.3%（7万7400戸）、共同住宅では持ち家が28.2%（60万3900戸）、借家が68.5%（146万7700戸）となっており、一戸建では9割が持ち家、共同住宅では約7割が借家となっている。

図10 住宅の建て方別「持ち家」「借家」の割合（平成25年）



【参考】

持ち家、借家の割合 — 全国、都道府県 — (平成25年)

	割合 (%)					全国順位			
	持ち家	借家	公営・都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家	給与住宅	持ち家	借家		
							公営・都市再生機構(UR)・公社の借家	民営借家	給与住宅
全国	61.7	35.5	5.4	28.0	2.2	—	—	—	—
北海道	57.7	40.3	6.9	30.4	3.1	43	5	7	1
青森県	71.3	27.4	3.3	21.8	2.3	15	31	34	12
岩手県	68.9	30.6	5.5	22.7	2.4	23	10	27	11
宮城県	58.0	40.4	4.3	33.6	2.5	42	26	4	7
秋田県	78.1	21.0	2.8	16.1	2.1	2	36	46	23
山形県	76.7	22.5	2.0	18.6	1.9	3	43	43	30
福島県	66.5	32.4	5.4	24.9	2.1	28	12	19	22
茨城県	71.3	26.7	2.8	21.8	2.1	14	34	32	19
栃木県	70.6	27.5	1.8	23.8	1.9	20	47	25	31
群馬県	70.6	27.1	3.7	22.1	1.3	19	28	31	43
埼玉県	66.1	31.4	3.7	25.8	2.0	31	27	15	27
千葉県	66.3	31.0	4.6	24.0	2.4	30	21	23	8
東京都	45.8	47.9	7.7	37.6	2.6	47	4	2	4
神奈川県	58.6	37.9	4.8	30.9	2.3	41	19	6	13
新潟県	75.5	23.3	1.9	19.4	2.1	5	45	40	21
富山県	79.4	19.7	2.3	16.0	1.4	1	40	47	42
石川県	70.8	28.1	2.1	24.4	1.6	18	41	22	37
福井県	76.6	22.3	2.4	17.8	2.1	4	39	45	17
山梨県	70.9	27.7	4.4	21.8	1.6	17	22	33	38
長野県	73.0	26.0	3.2	20.6	2.3	10	33	38	14
岐阜県	74.5	24.2	2.0	20.2	2.0	7	44	39	26
静岡県	67.7	30.4	2.4	25.3	2.8	24	38	18	2
愛知県	58.7	38.7	6.2	30.0	2.6	40	8	8	6
三重県	73.2	25.4	1.9	21.2	2.4	9	46	36	10
滋賀県	72.6	25.2	2.0	21.0	2.2	11	42	37	15
京都府	60.8	35.9	5.2	29.3	1.4	39	15	10	41
大阪府	54.2	42.6	9.3	31.8	1.5	44	1	5	39
兵庫県	63.6	32.4	7.9	22.5	2.0	37	3	30	28
奈良県	73.8	24.2	4.8	18.3	1.0	8	18	44	47
和歌山県	74.8	23.6	3.5	18.8	1.3	6	30	42	45
鳥取県	69.8	28.5	4.6	22.6	1.3	22	20	29	44
島根県	71.8	26.8	5.3	19.0	2.6	13	13	41	5
岡山県	67.6	30.3	2.8	25.6	1.9	25	35	16	32
広島県	62.6	35.4	3.2	29.5	2.7	38	32	9	3
山口県	67.3	31.4	5.6	23.8	2.1	27	9	24	18
徳島県	71.8	26.8	4.3	21.3	1.1	12	24	35	46
香川県	71.0	27.6	2.5	23.0	2.1	16	37	26	16
愛媛県	66.3	32.0	3.6	26.3	2.0	29	29	14	24
高知県	65.8	32.5	4.3	26.5	1.7	33	23	13	36
福岡県	53.8	44.6	8.2	34.4	2.0	45	2	3	25
佐賀県	70.5	28.8	4.3	22.7	1.8	21	25	28	33
長崎県	66.0	33.8	6.7	24.7	2.4	32	6	21	9
熊本県	64.1	34.6	5.5	27.3	1.8	35	11	12	34
大分県	63.7	35.4	5.2	28.2	2.1	36	16	11	20
宮崎県	67.4	31.6	5.1	24.8	1.7	26	17	20	35
鹿児島県	65.5	33.6	6.3	25.4	1.9	34	7	17	29
沖縄県	48.0	49.8	5.2	43.1	1.5	46	14	1	40

6 住宅の規模

持ち家の1住宅当たり居住室の畳数、延べ面積は借家の2倍

居住専用に建築された住宅（専用住宅）の規模についてみると「1住宅当たり居住室数」は4.03室、「1住宅当たり居住室の畳数」は27.63畳（45.59㎡相当）、「1住宅当たり延べ面積」は75.01㎡となっている。

これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家では「1住宅当たり居住室数」は5.12室、「1住宅当たり居住室の畳数」は35.99畳（59.38㎡相当）、「1住宅当たり延べ面積」は100.27㎡となっているのに対し、借家ではそれぞれ2.67室、17.24畳（28.45㎡相当）、43.62㎡となっており、「1住宅当たり居住室の畳数」及び「1住宅当たり延べ面積」については、持ち家の2分の1以下となっている。

図11 専用住宅の1住宅当たり居住室数の推移（昭和58年～平成25年）

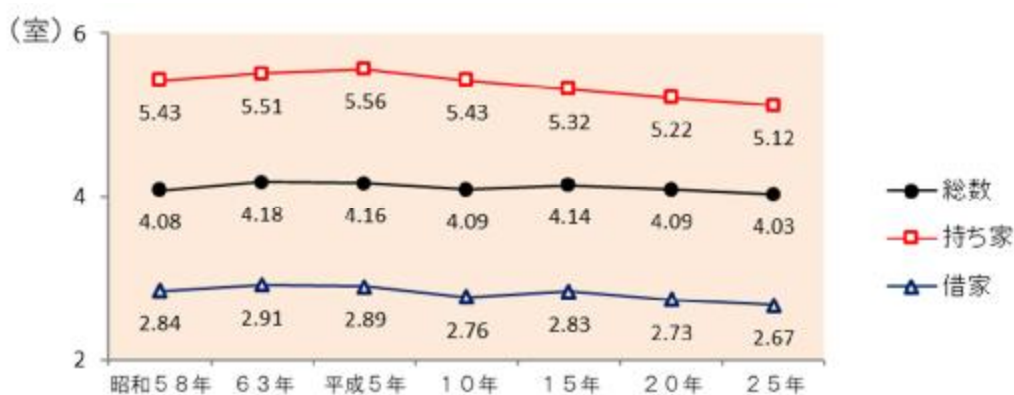


図12 専用住宅の1住宅当たり居住室の畳数の推移（昭和58年～平成25年）

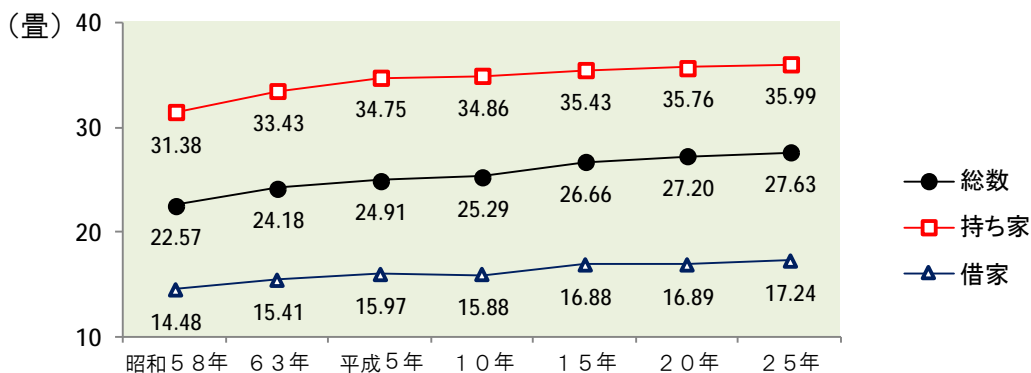
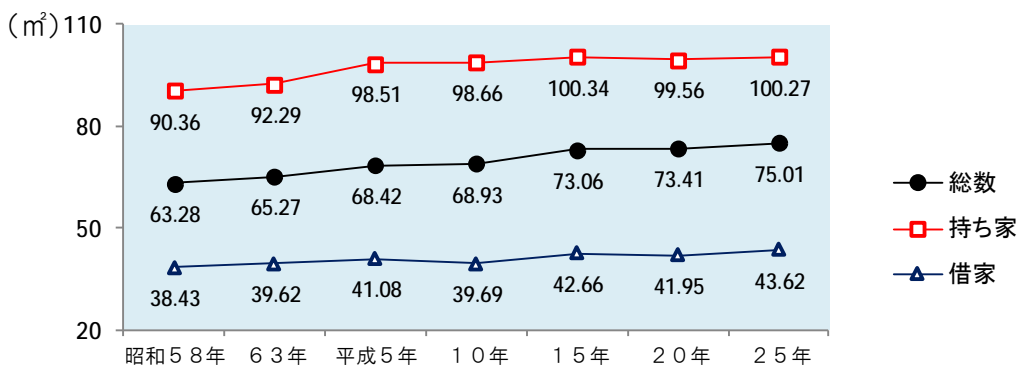


図13 専用住宅の1住宅当たり延べ面積の推移（昭和58年～平成25年）



7 高齢者等のための設備

半数の住宅は高齢者等のための設備がある

高齢者等のための設備についてみると、設備がある住宅は195万5700戸で、住宅全体の50.4%となり半数を超えた。また、10年前（平成15年）の138万4500戸（39.7%）に比べて10.7ポイント上昇し、増加傾向がみてとれる。

設備の内訳をみると、最も多いのが「手すりがある」で、154万4700戸で住宅全体の39.8%、次いで「段差のない屋内」が79万1400戸（20.4%）、「またぎやすい高さの浴槽」が73万6800戸（19.0%）となっており、平成20年と比べると「またぎやすい高さの浴槽」以外は増加している。

図14 高齢者等のための設備がある住宅の推移（平成15年～25年）

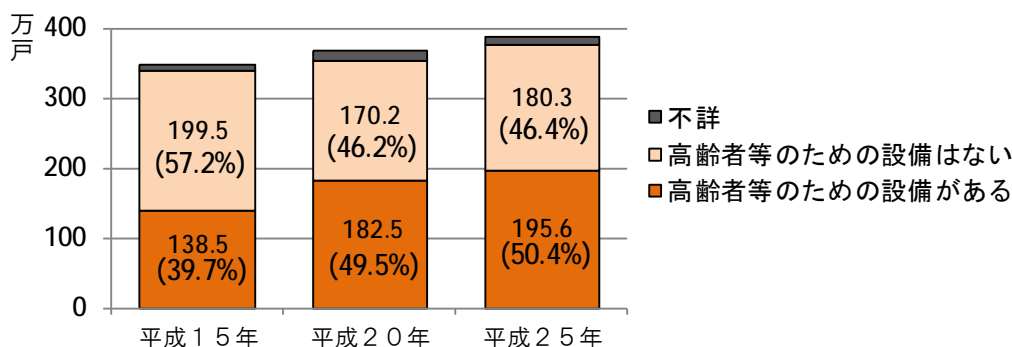


図15 高齢者等のための設備状況別住宅数の推移（平成15年～25年）

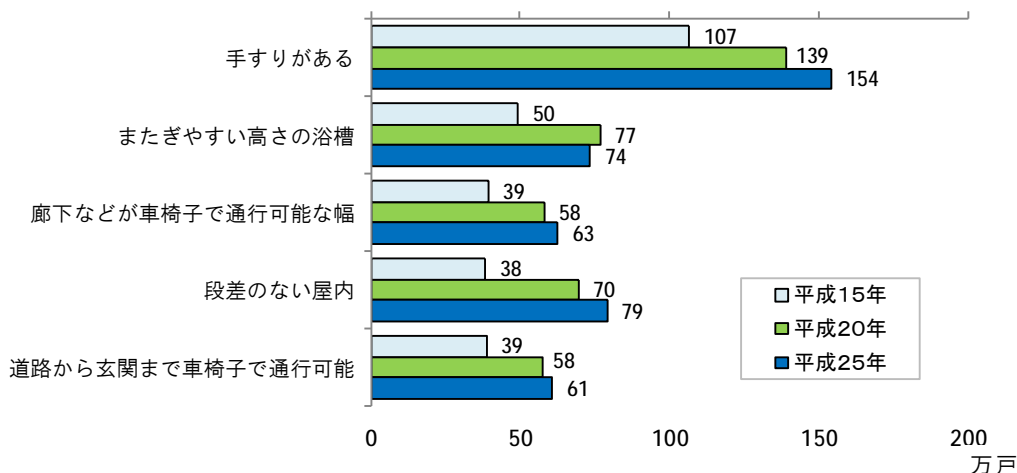


表8 高齢者等のための設備状況別住宅数（平成15年～25年）

	実数 (戸)			割合 (%)		
	平成15年	平成20年	平成25年	平成15年	平成20年	平成25年
総数	3,490,400	3,685,100	3,882,400	100.0	100.0	100.0
高齢者等のための設備がある	1,384,500	1,824,500	1,955,700	39.7	49.5	50.4
手すりがある	1,068,800	1,392,300	1,544,700	30.6	37.8	39.8
またぎやすい高さの浴槽	495,100	768,400	736,800	14.2	20.9	19.0
廊下などが車椅子で通行可能な幅	394,300	582,600	627,900	11.3	15.8	16.2
段差のない屋内	384,300	696,900	791,400	11.0	18.9	20.4
道路から玄関まで車椅子で通行可	388,000	578,800	609,500	11.1	15.7	15.7
高齢者等のための設備がない	1,995,300	1,702,400	1,803,300	57.2	46.2	46.4

(注1) 総数には高齢者等のための設備状況「不詳」を含む。

(注2) 複数回答であるため、内訳の合計とは一致しない。

8 省エネルギー設備等

太陽光を利用した発電機器の普及率は10年で4.8倍に

省エネルギー設備等のある住宅についてみると、「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は5万7200戸で住宅全体の1.5%、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は6万4100戸（1.7%）、「二重サッシ又は複層ガラスの窓あり」の住宅は51万6200戸（13.3%）となっている。

10年前（平成15年）と比べると「太陽熱を利用した温水機器等あり」の住宅は2万4800戸減少、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅は5万700戸増加、「二重サッシ又は複層ガラスの窓あり」の住宅は16万1300戸増加となっており、「太陽光を利用した発電機器あり」の住宅については4.8倍、「二重サッシ又は複層ガラスの窓あり」の住宅は1.5倍となっている。

図16 省エネルギー設備等のある住宅数の推移（平成15年～25年）

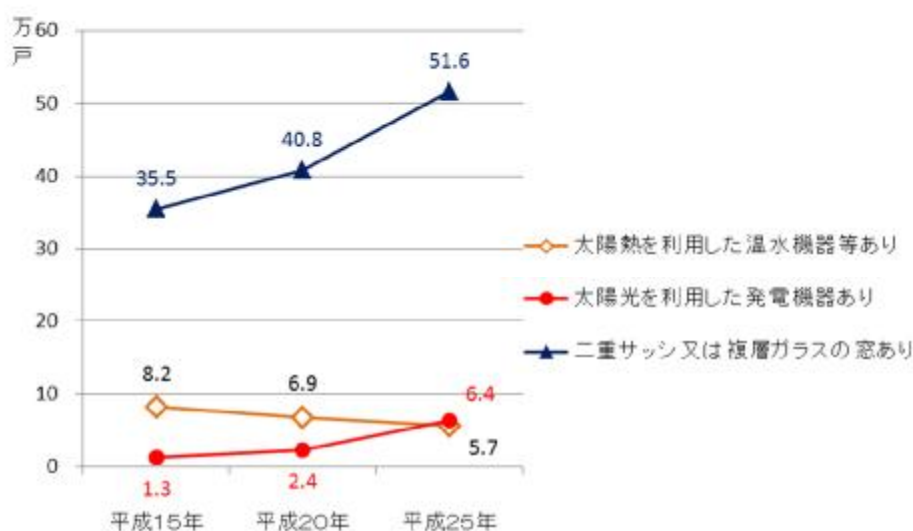


表9 省エネルギー設備等のある住宅数（平成15年～25年）

	総数	太陽熱を利用した温水機器等あり	太陽光を利用した発電機器あり	二重サッシ又は複層ガラスの窓		
				総数	すべての窓こあり	一部の窓こあり
実数(戸)						
平成15年	3,490,400	82,000	13,400	354,900	101,600	253,300
20年	3,685,100	68,500	23,600	408,400	139,100	269,300
25年	3,882,400	57,200	64,100	516,200	200,800	315,400
割合(%)						
平成15年	100.0	2.3	0.4	10.2	2.9	7.3
20年	100.0	1.9	0.6	11.1	3.8	7.3
25年	100.0	1.5	1.7	13.3	5.2	8.1
増減数(戸)						
15-25年	392,000	-24,800	50,700	161,300	99,200	62,100
増減率(%)						
15-25年	11.2	-30.2	378.4	45.4	97.6	24.5

【 調査の概要 】

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

今回の平成 25 年住宅・土地統計調査では、近年において多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅ストックのみならず、少子・高齢社会を支える居住環境、耐震性・防火性・省エネルギー性などの住宅性能、土地の有効利用状況を明らかにするとともに、東日本大震災による転居等に関する実態等を明らかにすることとしている。

なお、住宅・土地統計調査は昭和 23 年以来 5 年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容を平成 10 年調査時に変更したものであり、平成 25 年調査はその 14 回目に当たる。

2 調査の期日

平成 25 年住宅・土地統計調査は、平成 25 年 10 月 1 日を調査期日として実施された。

3 調査の根拠法令

平成 25 年住宅・土地統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である住宅・土地統計を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）に基づいて実施された。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1 調査単位区当たり 17 住戸、全国 21 万調査単位区、計約 350 万住戸・世帯）を対象とした。

ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外した。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査事項

平成 25 年住宅・土地統計調査では、世帯に配布する調査票甲及び乙並びに調査員が記入する建物調査票により、次に掲げる事項を調査した。

- (1) 住宅等に関する事項
 - ア 居住室の数及び広さ
 - イ 所有関係に関する事項
 - ウ 敷地面積
 - エ 敷地の所有関係に関する事項
- (2) 住宅に関する事項
 - ア 構造
 - イ 腐朽・破損の有無
 - ウ 階数
 - エ 建て方
 - オ 種類
 - カ 建物内総住宅数
 - キ 建築時期
 - ク 床面積
 - ケ 建築面積
 - コ 家賃又は間代に関する事項
 - サ 設備に関する事項
 - シ 増改築及び改修工事に関する事項
 - ス 世帯の存しない住宅の種類
- (3) 世帯に関する事項
 - ア 世帯主又は世帯の代表者の氏名
 - イ 種類

- ウ 構成
- エ 年間収入
- (4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項
 - ア 従業上の地位
 - イ 通勤時間
 - ウ 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項
 - エ 現住居に入居した時期
 - オ 前住居に関する事項
 - カ 子に関する事項
- (5) 住環境に関する事項
- (6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項
 - ア 所有関係に関する事項
 - イ 所在地
 - ウ 面積に関する事項
 - エ 利用に関する事項

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣―都道府県知事―市町村長―指導員―調査員―調査世帯の流れにより実施した。

(2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査調査員は、9 月 22 日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、9 月 23 日から 30 日までの間に、調査対象となった世帯に調査票を配布した。その後、10 月上旬に調査票を配布した世帯を再度訪問して、調査票の収集と内容検査等の事務を行った。

なお、平成 25 年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答（オンライン調査）も可能とした。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。

調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平

均で 6 対 1 となるように行った。

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入した。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査した。

7 結果の公表及び利用

結果の公表は総務省により、全国のほか、都道府県、市区などの地域別に、集計が完了したのから順次公表された。

これらの結果は、総務省統計局ホームページで公表されるほか、報告書として、各府省・都道府県・市区町村や全国各地の主要な図書館、研究機関などに送付され、住生活関連諸施策の基礎資料として利用されるとともに、広く国民の利用に供される。

8 利用上の注意

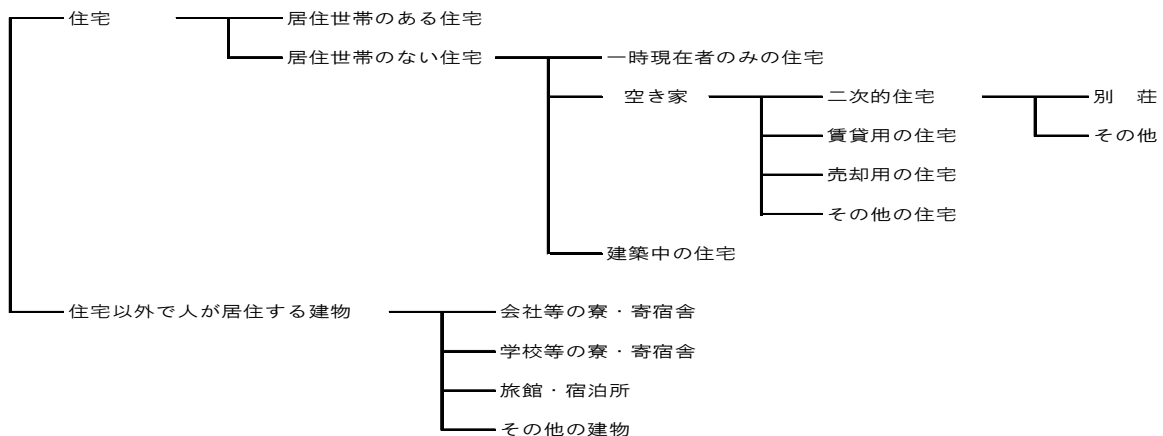
- (1) 全国及び都道府県は、10 位を四捨五入して 100 位までを有効数字として表章
- (2) 市区町村は、1 位を四捨五入して 10 位までを有効数字として表章
- (3) 本調査は標本調査であるため、統計表の数値は標本誤差を含んでいる。
- (4) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- (5) 統計表中に使用されている記号等は、次のとおりである。

「-」は調査又は集計したが該当数字がないもの、又は数字が得られないものを示す。

「0」は調査又は集計したが、該当数字が表章単位に満たないものを示す。

- (6) 市区町村の結果については、市、区及び人口 1 万 5 千人以上の町村を表章の対象とした。

【用語の解説】



●住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

- ①一つ以上の居室
- ②専用の炊事用流し(台所)
- ③専用のトイレ
- ④専用の出入口

共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

(屋外に面している出入口又は居住者やその世帯への訪問者がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口)

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

○一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

○空き家

*二次的住宅

・別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅

・その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

*賃貸用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅

*売却用の住宅

新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅

*その他の住宅

上記以外の人が入居していない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

(注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む。)

○建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)。

なお、戸締まりができる程度になっている場合

は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住している住宅とした。

●住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

- ① 会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舎」
- ② 学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舎」
- ③ 旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」
- ④ 下宿屋、社会施設・病院・工場・作業場・事務所などや建設従業者宿舎のように臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」、「居住している世帯」などという場合の「居住している」とは、ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

●住宅の種類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

*専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅

*店舗その他の併用住宅

商店、飲食店、理髪店、医院などの業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅や農業、林業、狩猟業、漁業又は水産養殖業の業務に使用

するために設備された土間、作業場、納屋などの部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅

●住宅の建て方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

*一戸建

一つの建物が1住宅であるもの

*長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」と呼ばれる住宅もここに含まれる。

*共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある場合も「共同住宅」とした。

*その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合

●建物の階数

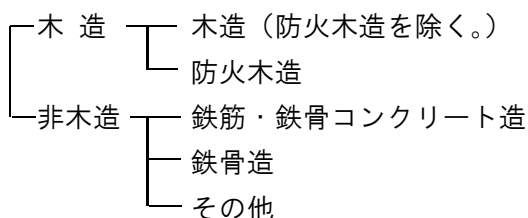
建物全体の地上部分の階数をいう(したがって、地階は含めない)。

なお、中2階や屋根裏部屋は階数に含めない。

●建物の構造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造から成る場合は、床面積の広い方の構造によった。



*木造(防火木造を除く)

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、「防火木造」に

該当するものは含めない。

*** 防火木造**

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの

*** 鉄筋・鉄骨コンクリート造**

建物の骨組みが鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄筋・鉄骨コンクリート造のもの

*** 鉄骨造**

建物の骨組みが鉄骨造（柱・はりが鉄骨のもの）のもの

*** その他**

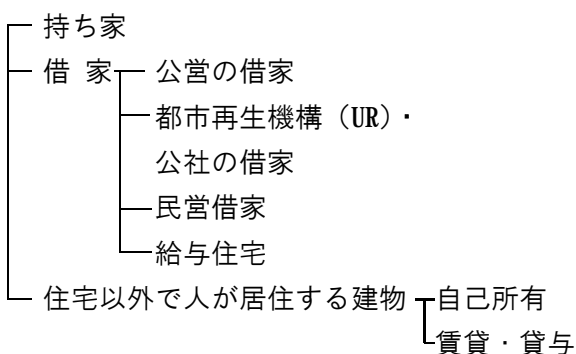
上記以外のもので、例えば、ブロック造、レンガ造などのもの

● 建築の時期

人が居住する住宅の建築の時期をいう。住宅の建築後、建て増しや改修をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。ただし、建て増しや改修をした部分の面積が、建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、建て増しや改修をした時期を建築の時期とした。

● 住宅の所有の関係

人が居住する住宅及び住宅以外で人が居住する建物について、所有の関係を次のとおり区分した。



● 人が居住する住宅

*** 持ち家**

そこに居住している世帯が全部又は一部を

所有している住宅。

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

*** 公営の借家**

都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「県営住宅」、「市営住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

*** 都市再生機構 (UR)・公社の借家**

「都市再生機構 (UR)」や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。いわゆる「UR 賃貸住宅」、「公社住宅」などと呼ばれているものがこれに当たる。

なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅もここに含めた。

*** 民営借家**

国・都道府県・市区町村・都市再生機構 (UR)・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの

*** 給与住宅**

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅(会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。)。この場合、家賃の支払の有無を問わない。

● 居住室数及び居住室の畳数

*** 居住室数**

居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所 (炊事場)、トイレ、浴室、廊下、農家の土間など、また、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニング・キッチン(食事室兼台所)は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。また、同居

世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

* 居室の畳数

畳数は、上に述べた各居室の畳数の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、3.3㎡を2畳の割合で畳数に換算した。

* 住宅の延べ面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

● 高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造を次のとおり区分した。

○ 高齢者等のための設備がある

* 手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスを崩して転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

また、手すりがある場合の設置場所について、次のとおり区分した。

- (1) 玄関
- (2) トイレ
- (3) 浴室
- (4) 脱衣所
- (5) 廊下
- (6) 階段
- (7) 居室
- (8) その他

* またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ(洗い場から浴槽の縁までの高さ)が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

なお、高齢者の場合は、約 30~50cm をまた

ぎやすい高さとした。

* 廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入口の幅が約 80cm 以上ある場合

* 段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

* 道路から玄関まで車いすで通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず通れる場合。なお、高低差等がある場合でも、緩やかな傾斜路(スロープ)などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

○ 高齢者等のための設備はない

● 省エネルギー設備等

省エネルギー設備を次のとおりとした。

* 太陽熱を利用した温水機器等

水を屋根の上に引き上げて太陽の熱で温め、そのお湯を浴室や台所の給湯に利用するシステムのほか、太陽の日差しで暖められた屋根裏の空気をファンで床下に流して住宅全体を暖房するシステム

* 太陽光を利用した発電機器

屋根の上に乘せた集光板によって太陽光を集め、これを電力に換えて用いる機器

* 二重サッシ又は複層ガラスの窓

・ 二重サッシ

外窓と内窓が二重(又は三重)構造となった窓(内側が障子の場合には含めない。)

・ 複層ガラスの窓

複数枚のガラスを組み合わせ、すき間に空気層を作ることによって断熱効果をもたせた窓

なお、これらのガラス窓の有無について、次のとおり区分した。

- (1) すべての窓にあり
- (2) 一部の窓にあり
- (3) なし